

地方創生の推進に向けた連携に関する協定書

菊川市（以下「甲」という。）と株式会社清水銀行（以下「乙」という。）は、菊川市の地方創生の推進に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の喫緊の課題である人口減少対策等の地方創生の推進に関し、甲及び乙が有する能力、資産等を活用し、相互に連携して取り組み、解決するために必要な事項を定めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- (1) 産業振興、創業、中小企業等の支援に関すること。
- (2) 就業支援、雇用促進に関すること。
- (3) 移住又は定住の促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この協定の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、随時協議を行うものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項について、この協定の有効期間中であると有効期間終了後であるとを問わず、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（細則）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名の上、各自その1通を保有する。